

# 大阪・関西万博への出展に係る企画・運営等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 事業の趣旨・目的

2025 年日本国際博覧会（略称：大阪・関西万博）を契機として、本県の認知度向上や誘客促進、インバウンドの拡大等につなげるため、万博への出展を行い、本県の特色を生かした効果的な魅力発信を行うことを目的とする業務である。

## 2 業務概要

### (1) 委託業務名

大阪・関西万博への出展に係る企画・運営等業務

### (2) 委託業務の内容

別紙「大阪・関西万博への出展に係る企画・運営等業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和 7（2025）年 12 月 26 日（金）まで

### (4) 委託契約金額の上限

62,632,000 円（消費税及び地方消費税込）

（令和 6 年度 34,287,000 円、令和 7 年度 28,345,000 円）

### (5) 担当所属及び問い合わせ先

栃木県総合政策部総合政策課 政策調整・地方分権担当

電話：028-623-2209 FAX：028-623-2216

電子メール：sogo-seisaku@pref.tochigi.lg.jp

## 3 参加資格

単独の法人若しくは個人又は複数の法人若しくは個人による共同企業体であること。

企画提案に参加する単独の法人若しくは個人又は共同企業体の全ての構成員は次に掲げる全ての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。

(2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する又は契約締結時まで資格を取得する見込みの者であること。

(3) 参加表明書及び企画提案受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 国税及び都道府県税を滞納していないこと。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。

(6) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

(7) 複数の共同企業体の構成員となつての参加や、共同企業体構成員と単独の法人・個人としての重複参加をしていないこと。

- (8) 本業務の配置予定者として、総括責任者1名を配置すること。
- (9) 本業務の配置予定者として、業務担当者1名以上を配置すること。
- なお、総括責任者及び業務担当者は、兼務することはできないものとする。

#### 4 プロポーザル実施の手続

##### (1) 実施スケジュール

公募開始	令和6（2024）年5月31日（金）
事前説明会	6月5日（水）午後2時（予定）
質問書の提出期限	6月7日（金）午後3時必着
質問書に対する回答	6月11日（火）（予定）
参加表明書の提出期限	6月12日（水）午後5時必着
企画提案書の提出期限	6月21日（金）午後5時必着
プロポーザル審査会	7月5日（金）（予定）
審査結果の通知・公表	7月8日（月）

##### (2) 事前説明会

- ア 開催日時：令和6（2024）年6月5日（水）午後2時～2時30分（予定）
- イ 開催場所：オンライン
- ウ 申込方法：事前説明会の参加を希望する者は、会社名、連絡先（電話番号、メールアドレス）、出席者名を、電子メールにより2（5）に提出すること。また、メール送付後に確認の電話を行うこと。なお、申込書の提出をもって、事務局から事前説明会用の招待URL等を送付するものとする。
- エ 申込期限：令和6（2024）年6月4日（火）正午
- オ 開催内容：県が任命する総合プロデューサーによるオリエンテーションを行い、栃木県の大阪・関西万博に係る基本方針等について説明を行う。  
なお、事前説明会において質疑は行わない。質問については、本実施要領第4（3）によること。
- カ その他：事前説明会への参加については任意であり、本プロポーザルの参加要件ではない。

##### (3) 質疑・回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き次により質問書（別記様式1）を提出すること。

- ア 提出期限：公募開始日～令和6（2024）年6月7日（金）午後3時必着
- イ 提出方法：電子メールにより2（5）に提出すること。
- ウ 回答期日：令和6（2024）年6月11日（火）（予定）
- エ 回答方法：質問書の提出者に電子メールで回答するとともに、質問及び回答内容を本県ホームページに掲載する。
- オ 留意事項：本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

#### (4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書（別記様式2）に関係書類を添付して提出すること。

ア 提出期限：令和6（2024）年6月12日（水）午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出先：2（5）に掲げる場所

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）、電子メールに添付又は郵送（書留郵便に限る。）

※電子メールに添付又は郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

エ 提出書類：参加表明書（別記様式2）、確認書（別記様式3）

オ その他：参加表明書の提出後に参加を辞退する場合には、令和6（2024）年6月19日（水）までに、辞退届（様式任意）を提出すること。

#### (5) 企画提案書の作成

参加表明書の提出を行った者（以下「参加者」という。）は、企画提案書（別記様式4）を作成すること。なお、作成にあたっては、仕様書を参照の上、次の要件項目について具体的な提示を行うこと。また、留意事項を確認の上、作成すること。

要件項目	基本的要件	仕様書の該当箇所
ア 催事プロジェクト計画書 作成業務	催事内容の企画	6の(1)
	会場レイアウト及びイメージパース	
	資材や設備・物品等の調達及び人員の配置に係るリスト・計画	
	会場の設営・撤去に係る搬入・搬出スケジュール	
イ 業務全体のスケジュール	受託業務すべてが完了するまでの、契約期間における全体スケジュール	
ウ 業務遂行人員体制	人数、経歴、有する専門資格等	
エ 経費	本業務の実施に係る経費（別記様式5）	
オ 類似事業の業務実績	当業務と同種業務（イベント企画・運営業務等）の実施実績、業務遂行のための技術や実績	
カ その他	上記以外に追加の提案がある場合は、別冊とするなど、本体の企画と明確に区別すること	

#### (留意事項)

- ・ 企画提案書の用紙は原則 A4 判用紙（A3 判の折り込み可）とする。
- ・ 企画提案書は1者1提案とする。

## (6) 企画提案書の提出

参加者は、(5) で作成した企画提案書について、次により提出すること。

ア 提出期限：令和6（2024）年6月21日（金）午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出先：2（5）に掲げる場所

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

エ 提出書類：企画提案書（別記様式4）に、(5) で作成した企画提案書を附して提出すること。

オ 提出部数：8部（正本1部、副本7部）

※副本については、参加者の社名が特定されないよう処理を施すこと。

## (7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ク 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

ケ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 5 審査方法等

### (1) 審査方法

県が別に定めた選定委員会の委員が、企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容について、審査基準に基づき評価・採点を行う。

なお、参加表明書の提出者が多数となった場合には、事前に書類審査を実施し、その上位者のみを対象としてプロポーザル審査会を実施する場合がある。

### (2) 契約候補者の選定方法

ア (1) により、第1位の評価を最も多く得た者を優先順位第1位の契約候補者、第1位の評価を2番目に多く得た者を優先順位第2位の契約候補者として選定する。

イ 2者以上の参加者において、委員から第1位の評価を得た数が同数の場合には、各委員が評価した順位の合計数が最も小さい者を優先順位第1位の契約候補者、順位の合計数が2番目に小さい者を優先順位第2位の契約候補者として選定する。

ウ 第1位の評価を得た数及び合計順位が同数の場合には、委員で審議の上、委託候補者を選定する。

- エ 参加者が1者の場合は、委員で審議の上、契約候補者を選定する。
- オ 各委員による評価点数の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しないものとし、再度参加者募集の手続きを行うものとする。

(3) 審査基準

別表「審査基準」のとおり。

(4) プロポーザル審査会

ア 開催日時

令和6（2024）年7月5日（金）（予定）

イ 開催方法

オンラインによる

ウ プレゼンテーションの所要時間

1参加者あたり30分（説明20分、質疑10分）以内

エ 注意事項

各参加者のプレゼンテーション開始時間及び招待URLは、後日通知する。なお、事前に接続テストを行うことがある。

(5) その他

選考委員会は非公開とし、結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

また、次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2（4）の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ 指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、令和6（2024）年7月8日（月）までに全ての参加者に対して結果を通知するとともに、契約候補者の名称等を本県ホームページに記載する。

## 7 契約手続等

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、企画提案書の内容に基づき、県と業務履行に必要な協議を行う。なお、協議・調整の結果、企画提案内容及び金額等を変更する場合がある。

協議が整った後、契約候補者から改めて見積書を徴し、内容を精査の上、県と随意契約による委託契約を締結する。なお、協議が不調の際には、次順位の者を候補者とする。

- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。